

韓国観光客誘致事業（インフルエンサー等を活用した情報発信事業）仕様書

1 業務名

韓国観光客誘致事業（インフルエンサー等を活用した情報発信事業）

2 業務の目的

本業務は、韓国において、富山県、岐阜県を含む北アルプス地域の観光地としての魅力を発信することにより、当該地域の認知度を向上させ、更なる韓国からの観光客誘致促進を図ることを目的とする。

3 対象市場

韓国

4 業務内容

（1）インフルエンサー等招請

韓国において訪日観光者層に効果的に情報発信することができる現地インフルエンサー等を招請する。

1) 概要

- ①招請時期及び回数：令和6年12月～令和7年1月のうち1回
- ②招請期間：3泊4日程度
- ③招請者：現地インフルエンサー2名以上
- ④訪問地域：富山県及び岐阜県

2) 業務内容

①行程の作成

- ・富山県及び岐阜県の魅力ある観光資源を盛り込んだ行程を作成し、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会との協議のうえ、決定すること。

②被招請者の選定

- ・被招請者については、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会との協議のうえ、決定すること。
- ・現地インフルエンサーについては、韓国において使用率が高いSNSのアカウントにより、具体的な旅行行動を促進するような訴求効果の高い発信が可能な者を2名以上選定し、プロフィールを提出すること。

③被招請者の入国手続きの調整

- ・被招請者の海外旅行保険への加入（招請期間中における病気、怪我、物損等に対応するもの）
- ・必要に応じて、日本入国に係る被招請者の査証発給に係る手続きについて、国内受入責任者として書類の作成などを担い、査証申請手配を行うこと。

④被招請者に対する招請案内等の翻訳・発送、事前の連絡調整

⑤被招請者に係る航空券の手配

⑥国内移動手段の手配

- ・専用車両を手配する場合は、乗車人数や荷物の運搬を考慮して、余裕を持った大きさとする

こと。

- ・鉄道を利用する場合は、乗車券及び特急券を手配すること。

⑦被招請者に係る宿泊、食事、観光入場、体験等に係る手配

- ・食事場所の選定にあたっては、各地域の特色を出すことや食事内容が重ならないように注意すること。
- ・食事とは別に、被招請者の飲料水（ペットボトル 500ml 1 本/人・日）を手配すること。
- ・宿泊施設の選定にあたっては、1 室 1 名朝食付きとし、外国人観光客の受入れに意欲のある施設を優先する。

⑧添乗員の手配

- ・招請地域の観光知識に長け、適切に旅程管理ができる者とする。
- ・当該者の移動、宿泊、食事、観光入場、体験等の手配を併せて行うこと。
- ・通訳が添乗員を兼務することも可とする。

⑨韓国語通訳者の手配

⑩招請に係る全行程のアテンド及び実施の記録（写真画像を含む。）を行うこと。

- ・取材に同行し、被招請者の取材の支援をすること。
- ・行程の随行については、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と調整すること。

⑪アンケートの実施

- ・被招請者に対して、招請事業（取材先や鉄道の周遊券等）の評価・改善点の把握、今後の誘客の参考になるアンケートを実施すること。アンケート内容については、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と協議して決定すること。
- ・アンケート調査票の作成及び翻訳を実施すること。

3) 留意事項

- ・被招請者が十分な取材が行うことができる余裕を持った行程となるよう考慮するとともに、被招請者が安全に行動できる体制をとること。
- ・業務内で撮影した素材については、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会が自由に二次利用できるものとする。
- ・宿泊地の選定においては、宿泊地も取材の一環となることに留意すること。
- ・被招請者が円滑に取材を行うために、全ての行程において受注者が同行すること。
- ・取材中は、各種法令に抵触することがないように注意すること。
- ・被招請者用の Wi-Fi ルーターの手配、保険等の備えを行うこと。

(2) 情報発信

招請後、被招請者は発信可能な媒体（各種現地メディア、SNS 等）で情報発信すること。

また、本事業の被招請者の取材内容をもとに、Web や SNS、現地メディア等で富山県及び岐阜県の魅力を発信すること。記事は可能な限り一定期間アーカイブとして残る方式で掲載し、併せて掲載メディア等の SNS 投稿により掲載記事の拡散を図り、より効果的な情報発信・訴求を行うこと。

1) 概要

- ①掲載時期：令和 7 年 2～3 月
- ②掲載回数：4 回以上（SNS、現地メディア等）
- ③掲載媒体：被招請者が使用する SNS、現地メディア等
- ④掲載内容：富山県及び岐阜県の観光地の魅力、交通利便性の高さ

⑤使用言語：韓国語

2) 業務内容

①現地メディア等の選定

- ・訪日旅行を取り扱っているなど本事業目的に合った有力メディア等を選定すること。
- ・メディア等の選定については、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と協議すること。

②記事の作成

- ・取材に基づき、掲載記事等を作成すること。
- ・記事等の内容は富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と協議のうえ、決定すること。
- ・記事等の翻訳等にあたっては、ネイティブチェック、ネガティブチェックを行うこと。

③記事等に利用する画像の収集やデザイン等のクリエイティブな作業の実施

④SNS 及び現地メディア等掲載後の掲載状況、媒体接触者数、クリック数等の把握・分析

⑤フォローアップ

- ・被招請者や現地メディア等による情報発信のためのフォローアップを行うこと。
- ・被招請者や現地メディア等に対して随時ヒアリング等を行い、情報発信の状況を把握すること。

3) 留意点

- ・実際に4日程度の旅行を想起できるように記事を作成すること。
- ・画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。

5 業務の進め方

業務の実施にあたっては、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議した上で実施していくものとする。

6 実施報告書の作成

業務が完了したときは、次の事項を含む業務実施報告書を作成し、7の履行期限までに、紙媒体及び電子データを富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会へ提出するものとする。紙媒体の実績報告書については、両面カラーのA4版で提出すること。

(1) インフルエンサー等招請

- ・事業概要
- ・被招請者のリスト及びプロフィール（媒体接触者数、フォロワー数、ターゲット層等）
- ・取材の行程及び様子（写真画像を含む。）
- ・業務実施に伴う課題の分析
- ・アンケート集計及び分析結果

(2) 情報発信

- ・現地メディア等の概要
- ・掲載記事の露出年月日、現物
- ・掲載された各現地メディア等の掲載本数、媒体接触者数、クリック数等

(3) その他

- ・事業実施に伴う効果及び課題の分析（参加者のニーズ、感想を含めること。）

・その他富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会が指示したもの

7 履行期限

令和6年3月28日（金）まで

8 期待する効果

招請者決定後に、媒体接触者数、クリック数、クリック率等の目標値を算定する。

9 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会に帰属するものとする。
- (5) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受注内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。